

福井市告示第171号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、福井市下水道部下水管理課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月6日

福井市長 東村新一

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始すべき年月日

平成28年7月20日

2 下水を排除し、及び処理すべき区域

(1) 単独公共下水道境処理区

大手3丁目の一部

(2) 流域関連公共下水道福井第1処理分区

森田北東部土地区画整理事業の施行地区の一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

別紙図面のとおり

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

(1) 単独公共下水道境処理区

福井県福井市菅谷1丁目1番1号

境浄化センター

(2) 流域関連公共下水道福井第1処理分区

福井県坂井市三国町池見2字27番地

九頭竜川浄化センター

6 縦覧期間

平成28年7月7日から同年7月20日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）



7 縦覧時間

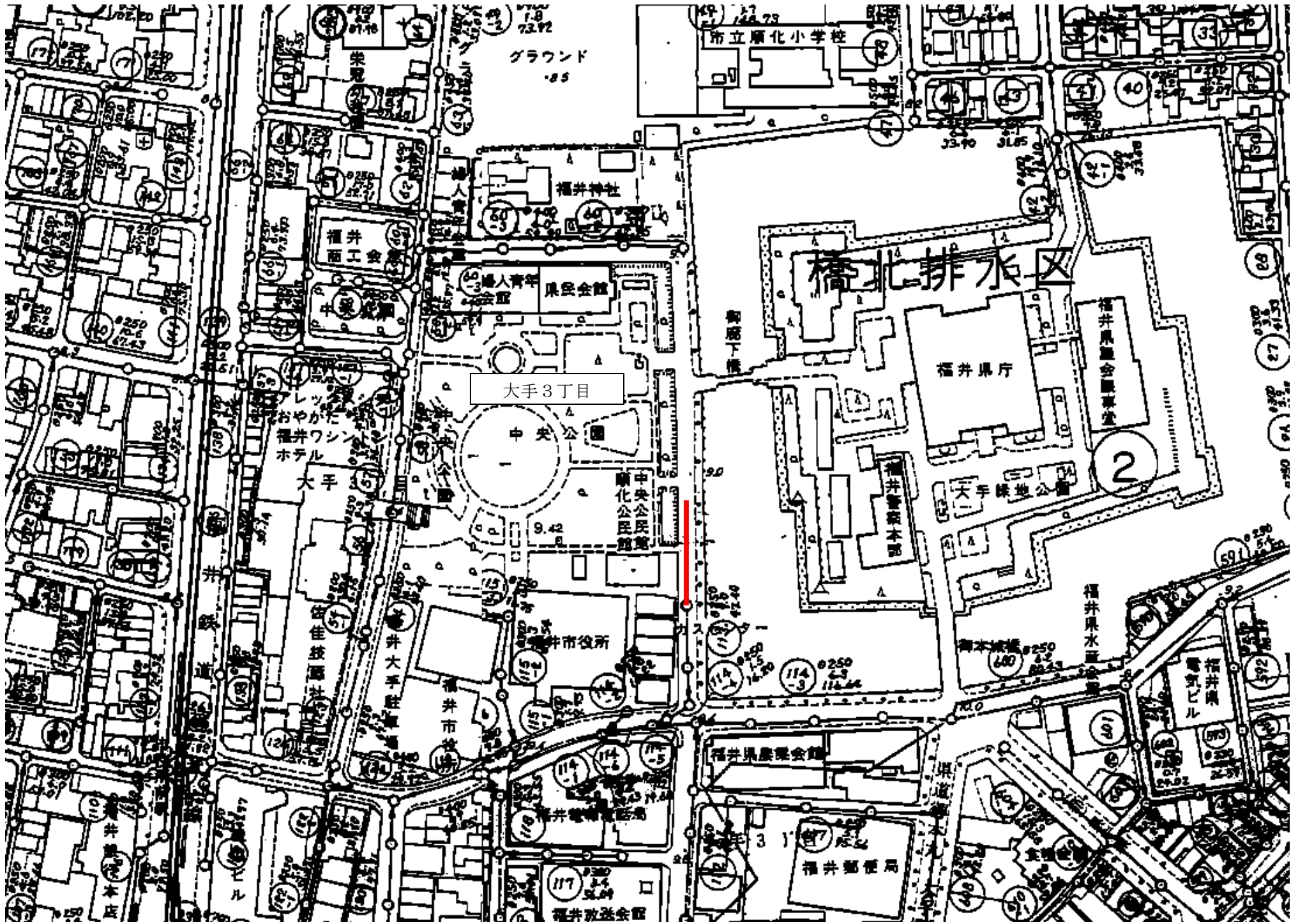
午前8時30分から午後5時15分まで

別紙図面

供用を開始しようとする排水施設の位置

凡例

	下水を排除し、及び処理すべき区域
	供用を開始しようとする排水施設の位置



グラウンド
85

市立順化小学校

橋北排水区

大手3丁目

中央公園

福井県庁

大手

中央公民館
順化公民館

大手緑地公園

福井市役所

福井県水産課

福井県
電気ビル

福井県農会館

福井郵便局

福井放送会館

